

障害福祉サービス等に係る利用者負担軽減制度の  
見直しについて

平成30年2月23日

熊本市障がい者自立支援協議会

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課

障保発第001899号

平成30年 2月 1日

熊本市長 大西 一史

(障がい保健福祉課扱い・公印省略)

## 障害福祉サービス等に係る利用者負担軽減制度の変更 について（通知）

障害福祉サービス等にかかる利用者の負担額につきましては、国が定める負担上限月額と利用したサービス費の1割相当額のいずれか低い額を負担していただくこととなっておりますが、本市の場合、平成19年4月から障害福祉サービス等の利用者負担軽減措置として、さらに利用者負担額の半額（1/2）を助成しているところです。

しかし、この一方で、障害福祉サービス等事業所数及び支給決定者数が増加し、また、障害福祉サービス等制度の充実が図られるにつれ、当該サービスに係る経費や利用者負担軽減に係る経費が、継続的に増加し続けている状況にあります。

つきましては、このような状況を踏まえ、今般、利用者負担の軽減措置について、平成30年4月サービス利用分より、**裏面**のとおり変更する予定としておりますのでご連絡申し上げます。なお、正式に変更することが決定しましたら、再度お知らせいたします。（3月下旬を目処）

何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

熊本市役所 障がい保健福祉課 (11階)

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1-1

TEL: 096-328-2519

## 1. 利用者負担軽減措置の変更内容

## 【変更前】平成30年3月31日サービス利用分まで

下の表中①から⑤の利用者全員に対して、利用者負担額の半額 (1/2) を助成。



## 【変更後】平成30年4月1日サービス利用分から

- (1) ①、②、④に該当する利用者全員に対して、利用者負担額の1/4 を助成。  
 (2) ③、⑤に該当する利用者全員に対して、利用者負担軽減措置を廃止。

## 2. 利用者の負担上限月額について

○障がい者について

				市助成後の実質的な負担上限月額	
区分	世帯の収入状況		国の負担上限月額	現制度 (市 1/2)	新制度
生活保護	生活保護受給世帯		0円		
低所得	市町村民税非課税世帯		0円		
① 一般1	市町村民税課税世帯 (所得割 16万円未満) ※入所施設利用者 (20歳以上) 及び共同生活援助利用者を除く		9,300円	4,650円	6,975円 (1/4助成)
② 一般2	市町村民税課税世帯 (所得割 16万円未満) ※入所施設利用者 (20歳以上) 又は共同生活援助利用者に限る		37,200円	18,600円	27,900円 (1/4助成)
③ 一般2	市町村民税課税世帯に属する者のうち、①又は②に該当しない者		37,200円	18,600円	37,200円 (助成廃止)

○障がい児について

区分	世帯の収入状況		国の負担上限月額	現制度 (市 1/2)	新制度
生活保護	生活保護受給世帯		0円		
低所得	市町村民税非課税世帯		0円		
④ 一般1	市町村民税課税世帯 (所得割 28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円	2,300円	3,450円 (1/4助成)
		入所施設利用の場合	9,300円	4,650円	6,975円 (1/4助成)
⑤ 一般2	上記以外		37,200円	18,600円	37,200円 (助成廃止)

## 実施までのスケジュール

平成29年	8月	第3回定例会にて具体案説明
	11月	障がい者自立支援協議会にて説明
平成30年	2月	障がい者施策推進協議会にて説明 対象者及び事業者へ改正内容（予定）を通知 第1回定例会へ予算案提出
	3月	対象者に個別に上限額を通知
	4月～	実施